

川口の農業だより

令和元年8月 No.90

第1期 川口農業ブランド認定式 令和元年7月12日

(川口農業ブランド推進協議会)

第1期川口農業ブランド認定式



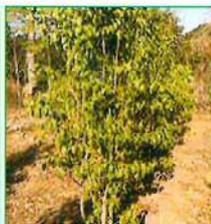
●●● 第1期 川口農業ブランド認定式において、8つの農産物が推奨認定されました。 ●●●



シノブ風鈴



シクラメン



ソヨゴ



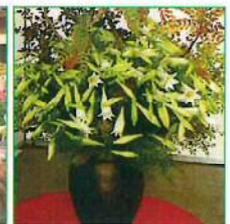
チャボヒバ
曲幹仕立て



小品盆栽



阜月盆栽



鉄砲百合

●● このほかに「白菜オレンジクイーン」が推奨認定されています。 ●●

台風などの自然災害により被災したときは、
農政課または地区担当農業委員にご連絡ください。

川口市農政課：048-259-9020



編集 川口市農業委員会
発行

川口市青木2-1-1 電話 048-258-7922 (直通)
ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

農地転用許可等に関する権限が埼玉県から川口市に移譲されました

これまで農地転用許可等は、埼玉県知事が許可権者となっておりますが、平成31年4月1日から権限移譲され川口市長が許可権者となりました。

今後は、申請から許可までの一連の手続きが川口市で完結されます。

《農地転用許可申請の流れ》

- ① 事前相談（毎月第1水曜日締切）
※事前相談時に申請書及び添付書類を用意
↓
※事前相談後、不足書類など用意
- ② 農地転用許可申請書提出（毎月第2水曜日締切）
↓
現地調査及び関係機関等へ聞き取り
- ③ 農業委員会会議（原則、毎月最終水曜日）

○申請にあたっては、各締切日が設定されていますのでご注意ください。締切日が祝日・祭りと重なる場合は翌開庁日となります。

○補正が必要な場合などは、このスケジュールのとおり許可とならないこともありますのでご了承ください。



《川口市に移譲される権限の概要》

農地法	内 容	許 可 権 者	
		(移譲前)	(移譲後)
4条	農地を自ら転用する場合に要する許可	埼玉県知事	川口市長
5条	権利の移転・設定を伴う農地転用を行う場合に要する許可		
18条	農地の賃貸借の解約等の許可		
49条	職員による農地への立入調査		
50条	農業会議等関係機関へ報告を求めること		
51条	違反転用に対する処分に関すること		

農地基本台帳整備に係る調査及び農作物生産等実態調査を実施します

- 調査の目的** 農地法に基づき、農地の所有状況や耕作状況を把握し、農地法の適正な運用を期するとともに、農業経営の実態を把握して農業行政の基礎資料とするために実施します。
- 調査の対象** 川口市内に住所を有する農家（農家組合に加入していない農家も含みます）
- 申告者** 農業の経営主（世帯主と一致しない場合もあります）
- 調査基準日** 令和元年8月1日
- 調査方法** 地区担当の調査員が調査基準日前後に、調査表を配布しますので、内容をご確認のうえ必要事項を記入し、調査員に提出してください。

※昨年中に農作物の販売実績があるかたは、農作物生産等実態調査も併せてご記入ください。

農地パトロールを実施します

遊休農地の実態把握、発生防止及び解消、違反転用の発生防止及び早期発見のため、毎年農地パトロールを実施しております。今年も例年どおり9月から10月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員会を中心にパトロールを実施しますので、農地の適正な管理に努めるようお願いします。

遊休農地を所有するかたには、農地パトロール後に意向調査を実施します。

遊休農地解消には、川口市農地情報登録制度の活用をご検討ください。



川口農業ブランド推進協議会が設立されました

市内農業関連団体20団体をはじめ、川口商工会議所やさいたま農業協同組合参画のもと、平成31年3月に「川口農業ブランド推進協議会」が設立されました。

この協議会は、市内農業者によって生産された農産物の認知度を向上させ、農家経済の活性化を主眼に、川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)の将来ビジョンである“50年後も「農が誇れるまち川口」の実現に資するため、特産農産物の高付加価値化・ブランド化を推進していきます。

－協議会構成－

会 員

安行造園会、一般社団法人川口市造園業協会、一般社団法人日本植木協会青年部埼玉支部川口青年部、株式会社安行植物取引所、神根植物生産組合、川口インドア・グリーン協同組合、川口造園協同組合、川口市都市緑化植木生産組合、川口ハイウェイオアシスグリーンパーク協同組合、川口鉢物園芸生産組合、埼玉県造園業協会南部支部、埼玉南部花卉生産組合、さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部安行支部、さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部新郷支部、さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部戸塚支部、新郷緑化振興会、一般社団法人日本盆栽協会川口支部、農事組合法人あゆみ野農協安行園芸センター、みどりの会、農事組合法人赤山みどりの会（順不同）

賛助会員

川口商工会議所、さいたま農業協同組合

詳しくは、川口農業ブランド推進協議会事務局：川口緑化センター（電話：048-296-4021）

または農政課農業振興係（電話：048-259-7249（直通））までお問い合わせください。

農業災害発生時の報告のお願い

台風・降雪等の甚大な自然災害が生じた場合、農林水産省が実施する被災農業者を対象とした農業用施設の復旧支援等の助成を受けられることがあり、本市においても平成30年9月の台風第24号や平成26年2月の大雪の際に被災農業者が支援を受けております。

台風等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、速やかに川口市農政課に被害状況をご報告ください。

なお、支援の申請に必要となる場合がありますので、被害の状況（施設の場合は構造、棟数等、農作物の場合は面積、量等）を日付が分かるように撮影するなど記録を残していただくとともに、可能な限り、日頃の施設等の状況につきましても記録に残していただきますようお願いいたします。

【連絡先】農政課農政係（電話：048-259-9020（直通））

第58回 川口市花の文化展褒賞授与式（川口市農家組合連絡協議会）

第58回川口市花の文化展が川口総合文化センター・リリアで平成31年2月28日から3月3日まで開催され、枝物、切花、鉢花、ポット樹木類の4部門の花き共進会が行われました。

花き共進会の褒賞授与式が令和元年6月3日に行われ、受賞者が川口市長等から表彰されました。



第32回 グリーンロード・ウォーキングを開催しました

今回で32回目を迎えるグリーンロード・ウォーキングは、緑の保全と緑化の啓発、そして都市近郊に残る貴重な自然とのふれあいづくりを進めるとともに、地域の活性化と地場産業の振興を図ることを目的として、川口市農業青年会議所が主催となり行われる本市を代表するウォーキングイベントです。

戸塚安行駅をスタートし、万葉植物苑や興禅院、赤山城跡など、市内の名所を巡る約10kmのコースで、参加者たちは緑豊かな自然と触れ合いながら、ウォーキングを楽しみました。

また、駅前広場では新鮮野菜の販売などを行う「戸塚安行マルシェ」、改札前では(株)埼玉高速鉄道による「SR緑日」も併せて開催され、大変な盛り上がりを見せました。

今年は、安行東中学校の生徒の元気溢れる応援や会場演出も加わり、例年に増して、活気の溢れたイベントとなりました。



川口市農業振興事業計画認定制度対象区域の拡大について

平成30年4月に運用を開始した、農業と観光を融合し地域の活性化を推進する、農業振興施設の設置支援制度の対象区域を平成31年4月から拡大しました。

1 対象区域

市内の市街化調整区域(荒川及び綾瀬川河川敷地区は除く)

※右図の点線(緑色)で囲まれた区域

2 対象者

- ・対象区域内に農地等を持つかた
- ・対象区域内の農地等の使用について所有者等の同意を得て事業を行うかた

3 対象事業

- ・農家レストラン運営事業(カフェ等も含む)
- ・農産物直売所運営事業(農産物の販売施設)
- ・6次産業化に関わる施設運営事業(農産物加工施設)

※区域によっては設置できない施設があります。

4 支援措置

事業計画の認定を受けた市内に住所を有する農業者に対して、農業振興施設の新規開設に要する経費の一部補助等を行います。

詳細は農政課農業振興係(電話：048-259-7249(直通))までお問い合わせください。



農業者年金に加入しましょう

◎農業に従事するかたの老後の安心に役立ちます。 **国民年金 + 農業者年金**

◎こんなかたが加入できます。(①②③の要件をすべて満たすかた)

①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事 ③20歳以上60歳未満のかた

◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(加入後、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は、月々2万円から6万7千円までで、いつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となります。

問い合わせ先 独立行政法人農業者年金基金 (電話：03-3502-3199)